

新しい「製造所固有記号」の制度について

昨年末の12月24日に、「食品表示基準 Q&A」および「食品表示基準について（施行通知）」が改正されましたが、そのなかで製造所固有記号に関する詳細な情報が発表されています。今月のコラムは、2016年4月より始まる新しい製造所固有記号の制度について、まとめてみたいと思います。

主な改正内容

食品表示基準が施行されてから発表されたものと概要は大きく変わるものではなく、規則の詳細な解説や、補足が中心となります。

【新しく確認が必要な箇所】

- ・固有記号は「+」を冠して表示
- ・手続きはすべてオンライン、登録まで約2週間
- ・有効期間は5年で満了、継続には更新手続き必要

【これまでの理解を補完するもの】

- ・「2以上とは」「同一製品とは」の詳細な定義
- ・旧制度の固有記号取得は今年3月31日まで
- ・業務用食品は例外あり（使用の際は届出し「+」を冠する）
- ・「乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品」は、製造所の表示が必要
- ・旧制度の固有記号使用の場合、法人名変更すると使用不可

製造所固有記号の主旨と定義

また、今後製造所固有記号を使用できないケースが多いと想定されるため、各方面で注目を集めている制度でもあると言えます。まずは昨年末の改正内容から主旨と定義をまとめてみました。

【主旨】

製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合にのみ認められます。（出典：Q&A（固有記号－1））

【定義】

- ・「同一製品」とは、同一の規格で同一の包材を使用した製品をいう。
- ・「同一製品を2以上の製造所で製造している場合」とは、製造所固有記号の届出時に次の2つの要件を満たすものとする。
 - (a) 2以上の製造所が、それぞれ、食品の衛生状態を最終的に変化させる場所であること。
 - (b) 製造所固有記号の使用によって包材が共有化されること。
 （出典：食品表示基準について P12）

「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の判断事例

ここで、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の判断について、具体的な事例がQ&Aに記載されていますので下記に引用します。

（固有記号－11）以下の場合は、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。

- ① 中間加工原料を製造する工場と、その後、それを用いて最終製品を製造する工場の2工場で製造する場合
- ② 繁忙期（例えば、年末の1～2か月間）だけ、2以上の工場で製造する場合
- ③ 新商品について、売行きがよい場合には、2以上の工場で製造する予定がある場合
- ④ 届出時には2以上の工場で製造しているが、届出の有効期間内に製造を縮小し、いずれ1工場で製造する予定がある場合

（答）

- ① 中間加工原料を製造する工場は、最終的に当該食品の衛生状態を変化させる製造所には当たらないため「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しません。
- ②③ 製造所固有記号の有効期間内に2以上の工場で製造する計画があることから、同一製品につき製造を行うことが計画されている製造所について、製造計画書を添付して届け出るのであれば、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当します。
- ④ 届出時には2以上の工場での製造が行われているため、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当します。

その他、「最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合」など例外的に使用が認められるケースもQ&A（固有記号－7）に公表されています。

新しい製造所固有記号の制度は今年4月に始まります。新しい食品表示基準に基づく表示に切替える作業を進められているところと思いますが、今後、製造所固有記号を使用される方は、改正点や申請方法を確認されておかれるとよいと思います。

参考：食品表示基準 Q&A 新旧対照表 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_qa-shinkyu.pdf
食品表示基準について 新旧対照表 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_tuchi-shinkyu.pdf



発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 4F
TEL：06-6838-7090
FAX：06-6838-7091
<http://label-bank.co.jp/>
support@label-bank.co.jp

第85号



新基準移行時の主な変更点まとめ ～Q&A 資料より～

昨年末に製造所固有記号の詳細が発表され、いよいよ新基準への移行準備が整った形になりました。

そして移行作業時に食品表示基準の理解を助けてくれるのが、表示事例の記載されている「食品表示基準 Q&A（消費者庁）」となるかと思えます。

そこで、今回は主な変更点として添加物、アレルギー、栄養成分について、

Q&A 資料から確認しやすいポイントとしてまとめてみました。（※一部、Q&A にないポイントは食品表示基準、施行通知を参照）

1. 添加物について

主なポイント	旧基準	新基準	Q&A 番号
原材料名と明確に区分して添加物表示	原材料名欄内に重量順区分で表示	添加物の事項名欄を設けるか（「なし」の表示不可）、原材料名欄内で明確に区分	(加工-249) (加工-251)

2. アレルギーについて

主なポイント	旧基準	新基準	Q&A 番号
個別表示の原則化	個別表示の原則規定なし	個別表示の原則化 (乳は（乳成分を含む）、（乳由来）と表示)	(E-2) (E-6) (E-10)
特定加工食品とその拡大表記	改めての記載は不要（例：「マヨネーズ」に「卵」の表示は不要）	改めて記載が必要 (卵黄、卵白にも（卵を含む）が必要)	(F-1) (F-2) (F-3)
一括表示時の省略規定	繰り返し省略可	繰り返し省略不可 (個別表示のみ繰り返し省略可)	(E-7) (E-4)
一括表示時の末尾表現と接続方法	(原材料の一部に～を含む)、 「、」の接続規定なし	(一部に～を含む)、 (小麦・卵・落花生)と「・」で接続	(E-7) (E-11)

3. 栄養成分について

主なポイント	旧基準	新基準	Q&A 番号
ナトリウムから食塩相当量へ	「ナトリウム」を表示 (任意で枠外に食塩相当量併記可)	「食塩相当量」を表示 (ナトリウムを併記できる場合も枠内に記載)	(加工-216)
栄養成分の項目の変更	表示の位置規定なし、 糖質と食物繊維表示での炭水化物表示の代用可、ショ糖は枠内	上位表示より1字下げ、 糖質と食物繊維表示での炭水化物表示の代用不可、 ショ糖は枠外に表示	(加工-199) (加工-257) (加工-233)
栄養成分表示と1食重量	-	「栄養成分表示」と記載 (1食の場合は重量併記)	(加工-259) (加工-105)

以下は Q&A 資料に事例はありませんが、食品表示基準、施行通知で基準値などを確認できますので、各ページを参照してください。

低減・強化された旨などの相対表示	基準値以上の絶対差	25%以上の相対差の追加、 栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差（一部変更）	基準 P67～69 通知 P27～29
糖類・食塩の無添加・不使用表示	明確な規定なし	規定の新設、 糖類・食塩に代わる原材料使用も不可	基準 P70～71 通知 P29
栄養成分強調表示と栄養機能食品	- -	栄養素等表示基準値変更で強調表示等要見直し、 栄養機能食品の上限下限変更と対象年齢等の追記	基準 P504～506 通知 P26

実際の作業時には、食品表示基準の詳細やほかの変更点などを確認して正しい表示づくりを進めていくこととなりますが、

こうした Q&A 資料を読むことで移行作業に必要な情報整理などの計画を立てやすくなりますので、一度確認されておくとよいと思います。

参照：食品表示基準 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf

食品表示基準 Q&A http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_qa-togo.pdf

食品表示基準について（施行通知）http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_tuchi-togo.pdf

今月の「お気に入り」言葉

人生の半分は整理整頓である

（ドイツのことわざ）